

# 札幌市子どもの貧困対策計画 2018～2022

平成30年度（2018年度）から  
令和2年度（2020年度）までの  
実施状況報告



令和3年（2021年）8月  
札幌市

## < 目 次 >

・ 成果指標の状況	p 2
・ 令和2年度までの取組状況と評価	
基本施策1	p 3
基本施策2	p 7
基本施策3	p 11
基本施策4	p 13
基本施策5	p 15

## ＜成果指標の状況＞

○ 本計画では、基本施策ごとに指標を設定し、その数値変化の傾向を確認することで、進捗状況の把握や計画の実効性を把握し、必要な施策の検討などにつなげていくこととしている。

指標	当初値 (H28年度)	前々回値 (H30年度)	前回値 (R1年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R4年度)	当初値からの傾向	出典
<b>＜基本施策1＞ 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進</b>							
①区役所の相談窓口にて子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合	6.0%	—	—	—	0%	—	H28実態調査 (調査は5年ごと)
②妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合	57.3%	81.6%	86.7%	81.3%	65.0%	上昇	札幌市指標達成度調査
<b>＜基本施策2＞ 子どもの育ちと学びを支える取組の推進</b>							
③子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合	56.1%	50.9%	46.6%	47.6%	80.0%	低下	札幌市指標達成度調査
	☆子育てに関するアンケート調査			52.7%	—	18歳以上の市民全般が対象の上記の調査のほか0～5歳の子どもがいる世帯が対象の「子育てに関するアンケート調査」でも同じ設問を設けている	
④子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思ふ人の割合	56.9%	52.7%	60.1%	59.3%	70.0%	やや上昇	札幌市指標達成度調査
<b>＜基本施策3＞ 困難を抱える若者を支える取組の推進</b>							
⑤困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合	43.9%	55.4%	35.3%	68.7%	60.0%	上昇	子ども未来局 子どもの権利推進課調べ
<b>＜基本施策4＞ 保護者の就労や生活基盤の確保</b>							
⑥子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	62.6%	—	—	—	50.0%	—	H28実態調査 (調査は5年ごと)
⑦ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合	35.8%	—	—	—	45.0%	—	H28実態調査 (調査は5年ごと)
<b>＜基本施策5＞ 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進</b>							
⑧市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	62.6%	70.0%	71.4%	73.0%	70.0%	上昇	子ども未来局 児童相談所調べ
⑨今後の生活に不安があるひとり親家庭(母子家庭)の割合	88.0%	—	—	—	80.0%	—	H29ひとり親家庭等への調査 (調査は5年ごと)
⑩生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	97.5%	97.6% (H30.3卒)	96.1% (H31.3卒)	95.6% (R2.3卒)	※一般世帯の進学率	やや低下	保健福祉局 保護自立支援課調べ

※札幌市における一般世帯の進学率は、H30.3卒:99.2%、H31.3卒:99.1%、R2.3卒:99.4%

【課題】

- 困難を抱えている世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みを相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向
- 周囲から困難に気づくことが難しい。相談窓口への行きづらさを感じている世帯

【3年間の取組状況】（★は計画未掲載だが実施した事業）

<施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実>

→「子どものくらし支援コーディネーター」など26項目の取組を実施(資料2-p4～10)

(1) 困難に気づき、必要な支援につなげる体制の推進

子どものくらし支援コーディネート事業は、平成30年8月から順次地区を拡大し、令和3年4月から全市で実施。事業開始からの2年9か月で1,122件の相談を受理。

子どもの貧困への理解促進では、コロナ前は出前講座や研修などを実施していたが、コロナ禍以降は減少。

(2) 成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進

SSW、ひきこもり対策等などの数値は伸びている。コロナ禍による施設利用制限で影響を受けた相談支援事業もあったが、オンライン対応を導入しているものがあった。

(3) 配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進

社会的養護を必要とする子ども・世帯、ひとり親家庭、生活困窮世帯への相談支援を実施。

新たに「障がい者相談支援事業」「障がい児等療育支援事業」を計画し、位置づけた。

コロナ禍以降は生活困窮者自立支援事業の相談件数が増加。

★家庭児童相談室の職員を増員

【3年間の取組状況】（★は計画未掲載だが実施した事業）

<施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進>

→「地域における支援機関や団体等との連携促進」など7項目の取組を実施(資料2-p11～12)

(4) 支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実

地域や関係する支援機関団体等との情報交換や相互支援のための連携強化などの取組を実施。

第3次児童相談体制強化プランの策定(R3.3)、要対協ケース会議の増。

受け手の目線に立った広報を実施。

★第二児童相談所の整備に着手など、児童相談体制強化の取り組みを行った。

【評価(課題と方向性)】

【指標②】妊娠・出産、子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている割合 → 上昇傾向

ホームページ・アプリ・こそだてインフォメーションなど情報提供手段の充実・機能強化の効果により総体的には改善傾向にある。

➢ 困難を抱える子ども世帯は、複合的な問題を抱えている、貧困の自覚がない、支援の長期化などの傾向がみられる。息の長い取組、支援を必要とする方との信頼関係の構築、つながりの維持が課題。また、子どもの貧困への理解促進は継続して取り組むべき課題。

➢ 感染症対策に留意しつつ相談ニーズに対応。アンケート調査、支援者ヒアリング等による実態把握により課題を再確認。

➢ 支援機関や団体等との情報交換、連携強化、広報や啓発はこれまでの取組を進めるとともに、感染状況を踏まえた効果的な手法、工夫の検討が必要。

主な取組

※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋

施策	取組名／担当部	計画策定時区分	令和2年度(2020年度)までの取組状況 (新規や拡充した内容は下線)	計画策定時からの取組状況
1-1 (1)	子どものくらし支援コーディネート事業 (子ども未来局子ども育成部)	新規	・「子どもコーディネーター」が児童会館や子ども食堂など子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援や重層的な見守りにつなげる事業を実施。平成30年8月に1名体制2区10地区から事業を開始し、 <u>令和3年4月に7名体制10区87地区と市内全域に巡回対象地区を拡大。</u> 相談受付件数：平成30年度374件→令和元年度460件→令和2年度288件（新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は減少） 合計1,122件	対象地区 H30 30地区 R3 87地区
1-1 (1)	スクールソーシャルワーカーの活用 (教育委員会学校教育部)	拡充	・SSW数を平成29年度の11名から令和2年度には19名に増員。令和2年度の体制は、 <u>有資格者のSSW14名（うち4名スーパーバイザー）、教職員経験者からなる巡回SSW5名の計19名体制により事業を実施。</u>	SSWの配置人数 H29 11人 R2 19人
1-1 (2)	スクールカウンセラーの活用 (教育委員会学校教育部)	拡充	・児童生徒や保護者の教育相談に対応するスクールカウンセラー（SC）を、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置。小学校1校当たりの年間配置時間数を平成29年度の54時間から15時間増加し69時間としている。 ・小中一貫した教育の充実に向け、パートナー校である小学校と中学校に可能な限り同一のSCを配置。	SCの配置時間数 H29 54時間 R2 69時間
1-1 (2)	ひきこもり対策推進事業 (保健福祉局障がい保健福祉部)	拡充	・ひきこもり地域支援センターにて、電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施。 ・平成30年から試行実施していた <u>集団型支援拠点事業を拡大し、ひきこもり当事者向け交流会及び家族向け交流会を当事者会・親の会それぞれ年24回、計48回開催（令和2年度）。</u>	ひきこもり地域支援センターでの相談件数 H29 1,087件 R2 2,575件
1-1 (2)	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 (子ども未来局子ども育成部)	拡充	・若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進。 ・困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」において、支援機関同士の連携促進に取り組み、 <u>子どものくらし支援担当課も新たに構成員に加わった。</u>	自立支援の新規相談登録数 H29 354人 R2 297人

施策		取組名／担当部	計画策定 時区分	令和2年度(2020年度)までの取組状況 (新規や拡充した内容は下線)	計画策定時からの取組状況
1-1	(2)	こそだてインフォメーション (旧「子育て情報室」から リニューアル) (子ども未来局子育て支援部)	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区の「こそだてインフォメーション」において、子育てについての相談や、地域の子育て支援事業、教育・保育施設及び各種制度の情報提供を行った。</li> <li>令和元年度より、10区において、ファミリー・サポート・センター事業と病後児デイサービス事業の事前登録窓口を開設。</li> </ul>	—
1-1	(3)	養育支援員派遣事業 (子ども未来局児童相談所)	新規 H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化。</li> <li>令和2年度は延べ10世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を実施。</li> </ul>	—
1-2	(4)	地域における支援機関や団体 等との連携促進 (子ども未来局子ども育成部)	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂等子どもの居場所づくりに取り組むネットワーク団体が主催する学習会に参加し、運営団体等との連携に向けた情報共有・意見交換を行った。</li> <li>令和元年度には「子どもの居場所づくり」をテーマとしたシンポジウムを北海道や北海道大学と共同で開催したほか、地域住民や学校等において出前講座や研修を開催するなど、まち全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく機運の醸成を図った。</li> </ul>	—
1-2	(4)	児童相談体制の強化 (子ども未来局児童相談所)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、<u>弁護士への相談体制を整備し、児童家庭支援センターへの指導委託を開始、また、社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターの配置と生活相談を開始。</u></li> <li>「令和元年6月死亡事例に係る検証報告」での課題を踏まえた提言を反映し「第3次児童相談体制強化プラン」を策定した。</li> </ul>	—
1-2	(4)	必要な支援策を届ける広報の 充実 (関係部)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭のための支援制度を紹介する「<u>シングルママ・パパのためのくらしのガイド</u>」を作成し、離婚届の受付窓口、ひとり親関係窓口、関係機関等で配布。また、気軽に手に取ってもらえるようイラスト等を活用したチラシを作成し、児童扶養手当の現況届に同封したほか、各区の健康・子ども課等に配架。</li> <li>「シングル・ママ&amp;パパスマイルfesta」で各種支援制度を紹介。</li> <li>給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」、「広報さっぽろ」へ掲載。</li> </ul>	—

## 特に推進すべき取組の新規事業 (子どものくらし支援コーディネーター事業)

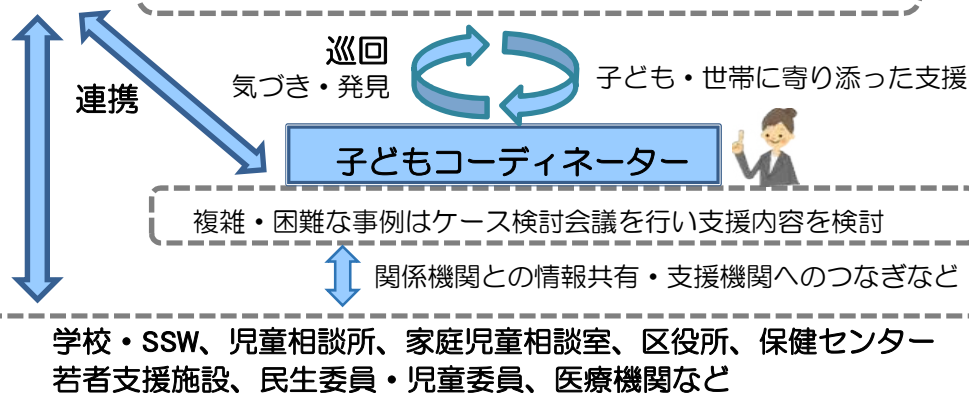
### ＜事業概要＞

- ・ 困難を抱える子ども・家庭への相談支援体制の充実を図る取組として、平成30年（2018年）8月から、**地域を巡回し、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し必要な支援につなげる「子どものくらし支援コーディネーター事業」**を試行的に開始し、以降、段階的に地区を拡大し、**令和3年4月から市内全域に拡大**して実施。
- ・ 相談支援に豊富な経験を持つ「**子どもコーディネーター**」が、児童会館など子どもの居場所を巡回し、区役所や学校など関係機関とも連携しながら、困難を抱える子どもや家庭に必要な支援につないだり、重層的な見守りへとつなげている。

### 子どもの活動エリア

(児童会館、子ども食堂、学習支援会場など)

困難を抱えている子どもやその家庭



- ・ 子どもコーディネーターは、札幌市若者支援総合センター内に配置。教員、臨床心理士、保育士などの有資格者で子どもの相談支援経験を持つ者。
- ・ 1名あたり2区10～14地区を担当しており、R3年4月からは10区87地区を巡回。

### H30.8～R3.3までの新規相談受理状況

相談種別	件数	割合	内容
養育環境面	441	39.3%	親との離別、親の稼働・離職、病気等により、子の養育に困難をきたしている、食事・衛生面で気になるなど
発達・精神面	386	34.4%	コミュニケーションが苦手、落ち着きがない等、発達や成長の遅れが心配されるなど
問題行動・非行等	141	12.6%	友人とのトラブル、非行など
学習・学校面	125	11.1%	不登校、学習の遅れ、学校中退等
問い合わせ等	22	2.0%	
経済面	7	0.6%	
計	1,122	100.0%	

#### 【相談の傾向】

養育環境面の相談が最も多いが、同時に子の発達・精神面や問題行動、学習面など、複数の課題を複合的に抱えているケースが多い。

#### 【支援の例】

- ・ 不登校や高校中退の子どもなどを若者支援機関につないだ。
- ・ 子どもの発達が心配されるケースを医療機関へ、虐待が心配されるケースを児童相談所や家庭児童相談室につないだ。
- ・ 今までも少し気になっていた子どもについての相談を周知者から受け、必要な助言や保護者との面談、制度の案内等を行った。

#### 【その他】

- ・ コーディネーターのケース会議への参加は年々増えている。
- ・ 市内に約70か所ある子ども食堂のうち32か所へ巡回を実施。

期間	2018.8～10	2018.11～2019.7	2019.8～2020.3	2020.4～2021.3	2021.4～
コーディネーター	1名	3名	5名	5名	7名
巡回対象地区	2区10地区	6区30地区	10区50地区	10区61地区	10区87地区
拡大した区 ※印は全地区へ拡大した区	北、東	白石、豊平 清田※、西に拡大	中央、厚別※ 南、手稲に拡大	北：2地区拡大 東：2地区拡大 白石：3地区拡大※ 豊平：4地区拡大※	中央：9地区拡大※ 北：4地区拡大※ 東：3地区拡大※ 南：5地区拡大※ 西：3地区拡大※ 手稲：2地区拡大※

## 令和2年度までの取組状況と評価 ～基本施策2「子どもの育ちと学びを支える取組の推進」～

### 【課題】

- 核家族化の進展で子育ての負担が増す中、子育ての不安を一人で抱え込む世帯が増加
- 困難を抱えている世帯では、学習環境が十分に整わず、学習の理解度も低い傾向
- 教育や進路のことを親に相談できない、家庭や学校に居場所がないと感じる子ども。「孤食」の状況にある子どもや家庭的な料理を知らない子ども。こうした子どもの成長のためには家庭や学校以外でモデルとなる大人と関わる機会が大切

### 【3年間の取組状況】(★は計画未掲載だが実施した事業)

＜施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援＞  
→「子ども医療費助成」など31項目の取組を実施(資料2-p13～18)

- (1) 乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進  
子ども医療費助成を段階的に拡大(R3年4月から小6の通院まで拡充)するとともに、困難な状況に応じた医療費等の負担の軽減を実施。乳幼児の健診事業等を実施。  
コロナ禍により一時的にサービスを休止した取組もあったが、電話やオンライン等への実施方法の変更も見られた。
- (2) 乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実  
保育施設整備(定員数34,218人へ増)、第2子以降の保育料無料化など支援策を拡充。  
★保育料の無償化、保育人材の確保のための取り組みも実施。

### 【3年間の取組状況】

＜施策2-2 子どもの学びの支援＞  
→「若者の社会的自立促進事業(学習支援)」など23項目の取組を実施(資料2-p18～22)

- (3) 学びを支える取組の推進  
学校教育に加えて、高校中退者、生活困窮世帯やひとり親家庭の子への学習支援を実施。
- (4) 子どもが安心して学ぶための支援体制の推進  
学校における相談支援体制の充実のほか、フリースクール等への支援を拡充。
- (5) 教育の機会均等を図るための経済的支援の充実  
就学援助、奨学金等着実に実施。

### 【3年間の取組状況】(★は計画未掲載だが実施した事業)

＜施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援＞  
→「地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取り組み」など10項目の取組を実施(資料2-p22～24)

- (6) 子どもの居場所づくりの推進  
子ども食堂等子どもの居場所づくり活動を行う団体への補助を開始。(R2年度は延べ31団体が利用)。  
コロナ禍以降は、弁当配布により活動継続している団体もある。  
★R2年6月より家庭に近い居場所である「いとこんち」開設
- (7) 子どもの体験活動の推進  
サッポロサタデースクールなどの取組を拡充。  
R1年度までは着実に実施してきたが、R2年度はコロナ禍の影響が大きく、参加者数等が減少。

### 【評価(課題と方向性)】

#### 【指標③】子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合 → 低下傾向

子育て環境を取り巻く状況の変化が影響しており、出産、保育、子育て支援、教育等様々な要因が複雑に関連しているものと考えられる。

#### 【指標④】子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思ふ人の割合 → やや上昇

スポーツ等様々なイベント・文化に触れる機会等の増加により微増

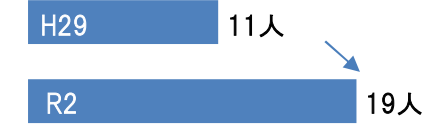
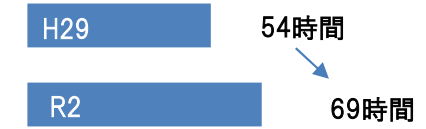

- 子どもの育ちを支える事業では、医療費助成の拡充や保育施設の整備などの取組を進めてきたが、環境整備とともに基本施策1の相談支援へのアクセス、つながりの維持の観点も重要。
- 学びの支援は子どもの将来の自立に関わる事項であり、学習支援や安心して学べる環境整備は継続して取り組むべき課題。
- 居場所づくりでは、コロナ禍での実態やニーズの把握が必要。体験・交流活動の場は、子どもの貧困対策の観点からは、家庭や学校以外の大人と関わる大切な機会であり、継続した取組が重要。




主な取組

※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋

施策	取組名／担当部	計画策定時区分	令和2年度(2020年度)までの取組状況 (新規や拡充した内容は下線)	計画策定時からの取組状況
2-1 (1)	子ども医療費助成 (保健福祉局保険医療部)	拡充	・小学1年生以下の入院・通院及び小・中学生の入院に係る医療費自己負担分の一部を助成。通院助成対象については、平成30年4月から小学1年生まで、平成31年4月から小学校2年生まで、令和2年4月から小学3年生までに拡大。	助成対象の学年(通院)  H30 小学1年 R2 小学3年
2-1 (2)	保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進 (子ども未来局子育て支援部)	拡充	保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、保育所新築・賃貸等による創設補助、認定子ども園への移行の促進、小規模保育事業の整備や認可外保育の認可化移行支援を実施。 定員数は平成30年4月1日29,674人から令和3年4月1日には34,218人に増加。	認可保育施設等の利用定員数  H29 29,674人 R2 34,218人
2-1 (2)	第2子以降の保育料無料化事業 (子ども未来局子育て支援部)	拡充 H29	幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、就学前児童でかつ認可施設等を利用している児童を上から数えて2人目の保育料を無償化。年収約640万円未満の世帯については、上の子の年齢や施設の利用有無に関わらず、世帯の2人目以降の保育料を無償化し、子育て世代の経済的負担の軽減を行った。	—
2-2 (3)	若者の社会的自立促進事業 (学習支援) (子ども未来局子ども育成部)	新規	・平成30年7月から高校中退者等を対象にした学習相談及び学習支援を実施。 ・令和2年度は延べ283件の相談に応じ、49名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施。なお、利用者の増加に合わせ会場数も増やした(H30:3会場→R1:6会場)。 ・24名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち13名が高卒資格を取得し就労支援・進学等に繋がった。また、3名が高校入学に至った。	学習支援への参加者数  H30 21人 R2 49人

施策		取組名 ／担当部	計画策定 時区分	令和2年度(2020年度)までの取組状況 (新規や拡充した内容は下線)	計画策定時からの取組状況
2-2 1-1 再掲	(4)	スクールソーシャルワーカーの活用 (教育委員会学校教育部)	拡充	・SSW数を平成29年度の11名から令和2年度には19名に増員。令和2年度の体制は、有資格者のSSW14名(うち4名スーパーバイザー)、教職員経験者からなる巡回SSW5名の計19名体制により事業を実施。	SSWの配置人数 
2-2 1-1 再掲	(4)	スクールカウンセラーの活用 (教育委員会学校教育部)	拡充	・児童生徒や保護者の教育相談に対応するスクールカウンセラー(SC)を、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置。小学校1校当たりの年間配置時間数を平成29年度の54時間から15時間増加し69時間としている。 ・小中一貫した教育の充実に向け、パートナー校である小学校と中学校に可能な限り同一のSCを配置。	SCの配置時間数 
2-2	(4)	子どもの学びの環境づくり事業 (子ども未来局子ども育成部)	拡充 H29	不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として経費の一部を助成。令和2年度は計9団体へ補助。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、フリースクール等民間施設11団体に対して、感染症対策に必要な経費の助成を実施。	フリースクールなど補助団体数 
2-2	(4)	札幌市帰国外国・外国人児童生徒教育支援事業 (教育委員会学校教育部)	追加 策定後 掲載	・支援を必要とする帰国・外国人児童生徒に対し、週1～2回程度指導協力者を派遣し、日本語指導の支援を実施。全く日本語を理解できない児童生徒には、指導回数を増やすなど初期指導の充実を図った。 ・令和2年度は、46校の小・中・高校に在籍する91名に対し、3,013回の支援を実施。	—
2-2	(5)	高等学校等生徒通学交通費助成 (教育委員会学校教育部)	新規	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成(平成30年度から開始)。令和2年度の助成対象者数:602人。	—
2-2	(5)	就学援助 (教育委員会学校教育部)	拡充	・経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成。令和2年度:対象児童数(小学校):11,607人、対象生徒数(中学校):6,469人。 ・小学校入学者に対する入学準備金の入学前支給を実施(平成30年度から開始)。	—

施策		取組名 ／担当部	計画策定 時区分	令和2年度（2020年度）までの取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	計画策定時からの取組状況
2-3	(6)	地域における子どもの居場所 づくりの推進に向けた取組 （子ども未来局子ども育成部）	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年9月に「子どもの居場所づくり」をテーマとしたシンポジウムを開催（再掲）。</li> <li>・<u>子ども食堂など子どもの居場所づくり活動を行う団体向けの補助制度を実施。令和2年度より子ども食堂など子どもの居場所づくり活動を行う団体向けに、居場所を開設又は機能拡充を図る場合の子ども食堂等活動支援補助制度を開始。</u></li> <li>・市ホームページに子ども食堂等一覧を掲載。</li> </ul>	—
2-3	(7)	サッポロサタデースクール事業 （教育委員会生涯学習部）	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な経験や技能を持つ地域や企業等外部人材の協力を得て、子どもたちに豊かな学びや体験の場を提供。</li> <li>・平成29年度の3校から令和元年度には47校（前年から4校増）で年平均7回程度実施、延べ参加者数：15,913人。令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により7月まで事業を中止し、実績は12校に減少。</li> <li>・総合的な調整役を担うコーディネーター等を対象とした研修会を実施し、事業運営者の資質向上を図った。</li> </ul>	サッポロサタデースクール実施校数  <p>H29 30校 R2 12校</p>

**【課題】**

- 困難を抱えている世帯では、大学進学希望が低い傾向
- 経済的な要因により進学を諦めている事例のほか、身近に適切なモデルがいなかったため、進学や就職に対するイメージが持てない子どもが存在

**【3年間の取組状況】（★は計画未掲載だが実施した事業）**

**<施策3-1 社会的自立に向けた支援>**

→「若者の社会的自立促進事業」、「引きこもり対策推進事業」など15項目の取組を推進(資料2-p25～26)

**(1) 若者の自立支援の促進**

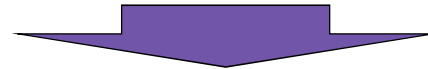
若者支援施設において、高校中退者等を対象とした学習相談・学習支援の拡充、困難を抱える若者の相談支援、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施。

新卒未就職者や若年層の求職者等を対象とした研修や職場実習など、就労の支援を実施。

**(2) ひきこもり対策の充実**

ひきこもり地域支援センターでの相談件数は、相談員の増員や出張相談の実施により平成29年度の1,087件からR2年度は2,575件に増加。

★令和3年8月から困難を抱える若年女性支援事業を実施。



**【評価(課題と方向性)】**

**【指標⑤】困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練へ参加や進路決定をした → 上昇傾向**

数値は上昇傾向にあるが、雇用情勢や支援メニューによっても数値は変動する。

- 若者支援総合センターを中心とした支援やひきこもり地域支援センターによるひきこもり対策の拡充を進めているが、継続した取組が必要。
- 進学、就労など比較的遅い時に諸問題が表出する場合もあり、学校や職場から離れると支援制度につながりにくく、社会的孤立に陥るリスクが高い。

主な取組

※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋

施策	取組名／担当部	計画策定時区分	令和2年度（2020年度）までの取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	計画策定時からの取組状況
3-1 2-2 再掲	(1) 若者の社会的自立促進事業 （学習支援） （子ども未来局子ども育成部）	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月から高校中退者等を対象にした学習相談及び学習支援を実施。</li> <li>令和2年度は延べ283件の相談に応じ、49名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施。なお、利用者の増加に合わせ会場数も増やした（H30:3会場→R1:6会場）。</li> <li>24名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち13名が高卒資格を取得し就労支援・進学等に繋がった。また、3名が高校入学に至った。</li> </ul>	学習支援への参加者数 
3-1 1-1 再掲	(1) 困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 （子ども未来局子ども育成部）	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進。</li> <li>困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」において、支援機関同士の連携促進に取り組み、子どものくらし支援担当課も新たに構成員に加わった。</li> </ul>	自立支援の新規相談登録数 
3-1	(1) 公立夜間中学設置検討事業 （教育委員会学校教育部）	計画策定後 掲載	<p>公立夜間中学の令和4年4月開校に向け、学識経験者等から構成されるあり方検討委員会の開催やパブリックコメントを経て、令和3年3月に「札幌市公立夜間中学設置基本計画」を策定した。また、公募の結果、校名案を「札幌市立”星友館”中学校」とした。</p>	—
3-1 1-1 再掲	(2) ひきこもり対策推進事業 （保健福祉局障がい保健福祉部）	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり地域支援センターにて、電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施。</li> <li>平成30年から試行実施していた集団型支援拠点事業を拡大し、ひきこもり当事者向け交流会及び家族向け交流会を当事者会・親の会それぞれ年24回開催（令和2年度）。</li> </ul>	ひきこもり地域支援センターでの相談件数 

## 令和2年度までの取組状況と評価 ～基本施策4「保護者の就労や生活基盤の確保」～

### 【課題】

- 教育資金の準備状況に差が生じるなど、世帯の経済状況が子どもにも影響
- 仕事をしているにも関わらず収入が少ない。特に母子家庭でその傾向が強い。

### 【3年間の取組状況】

#### <施策4-1 保護者の自立・就労の支援>

→「女性の多様な働き方支援窓口運営事業」など9項目の取組を実施(資料2-p27～28)

#### (1) 保護者の自立・就労に向けた支援の推進

女性やひとり親家庭向けの就労支援を中心に取組を拡充。

子育てをしている女性への就労相談は、相談者のうち就職に至る割合が年々増加するなどの効果がある一方、さらなる周知が必要な事業もある。

コロナ禍によりイベントの参加者数の減少。

### 【3年間の取組状況】(★は計画未掲載だが実施した事業)

#### <施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援の推進>

→「母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業」など10項目の取組を実施(資料2-p29)

#### (2) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進

児童手当・児童扶養手当などの各種手当の支給や、貸付事業など、子育て世帯の生活基盤の確保に向けた取組を実施。

★家計急変ひとり親世帯臨時特別支援金など支給した。

### 【評価(課題と方向性)】

#### 【指標⑥⑦】

平成28年度以降の市の調査はない。単純比較はできないが、令和元年公表の国民生活基礎調査では、「生活が苦しい」と答えた児童のいる世帯は60.4%で前回より1.6ポイント低下(母子世帯は86.7%で前回より4.0ポイント上昇)。

➤引き続き、就労を中心とした自立支援と生活基盤の安定のための経済的支援の二つを柱とし、着実に実施することが重要。

主な取組

※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋

施策	取組名／担当部	計画策定時区分	令和2年度（2020年度）までの取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	計画策定時からの取組状況
4-1	(1) 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 (経済観光局雇用推進部)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年10月に開設した「ここシェルジュSAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。</li> <li>令和元年度より、出張相談の開催場所を2区から全区へと拡大。また、オンラインでセミナーや子育てサロンを開催。職場体験参加者のうち就職に至った割合は、平成30年度の38.89%から令和2年度は75%に増加している。</li> </ul>	職業体験参加者のうち就労に至った割合 
4-1 5-2	(1) ひとり親家庭スマイル応援事業 (旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」) (子ども未来局子育て支援部)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の自立を支援するため、合同就職説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを開催。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和3年2月26日～3月4日にオンラインセミナー、支援制度・関係窓口の紹介などで構成するひとり親家庭向けオンラインイベントを実施のため、参加者数は減少。</li> </ul>	説明会参加者数 
4-1 5-2	(1) 高等職業訓練促進給付金事業 (子ども未来局子育て支援部)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給。</li> <li>平成30年度には対象資格に栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士を追加。また、令和元年度には修業期間最後の1年間の支給額を月4万円増額したほか、対象資格に助産師、保健師、管理栄養士を追加。</li> <li>令和2年度は高等職業訓練促進給付金 108件 127,901千円、高等職業訓練修了支援給付金 50件 2,050千円</li> </ul>	受給者数 
4-2 5-2	(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (子ども未来局子育て支援部)	拡充	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、12種類の資金について、無利子又は低利で貸付を実施。平成30年度から大学院に進学する子を貸し付け対象に追加している。 (令和2年度実績) <ul style="list-style-type: none"> <li>母子福祉資金貸付金 43件 16,204,913円</li> <li>父子福祉資金貸付金 4件 2,486,000円</li> <li>寡婦福祉資金貸付金 8件 3,569,000円</li> </ul>	—

## 令和2年度までの取組状況と評価 ～基本施策5「特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進」～

### 【課題】

- 児童養護施設等入所児童への退所後の生活や進学等への支援の重要性
- ひとり親家庭は経済的に苦しい世帯が多く、様々な困難を抱えやすい傾向
- 生活保護世帯等では、日常生活や子どもの進学等の様々な場面で困難や制約が発生

### 【3年間の取組状況】

#### <施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援>

→「社会的養護自立支援事業」など11項目の取組を実施  
(資料2-p30～31)

#### (1) 社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進

第3次児童相談体制強化プランを策定、児童養護施設の入所中あるいは入所措置を解除された者に対する必要な支援や、大学等進学に係る給付の実施といった退所後の暮らしの支援を実施。

### 【3年間の取組状況】(★は計画未掲載だが実施した事業)

#### <施策5-2 ひとり親家庭への支援>

【→「ひとり親家庭スマイル応援事業」など16項目の取組を実施(資料2-p31～34)

#### (2) ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題に対応するため、広く支援を実施した。

ひとり親家庭に向けた各種制度の認知度向上に向けて、受け手の目線に立った広報を実施した。

★R3年度からひとり親家庭等養育費確保支援事業を実施。

### 3年間の取組状況】

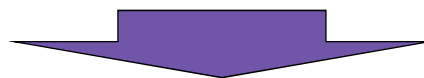
#### <施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援>

→「生活困窮者自立支援事業」など8項目の取組を実施(資料2-p34～35)

#### (3) 生活保護世帯、生活困窮世帯への支援の推進

生活保護世帯に対し、生活保護制度の着実な運用を行うほか、自立に向けた就労支援を実施した。

生活困窮世帯の子どもへの学習支援では、学習習慣の定着と自己肯定感を持てるような居場所の提供を行った。



### 【評価(課題と方向性)】

#### 【指標⑧】市内社会的養護体制における「家庭的養護」の割合 → 上昇傾向

里親委託数の増、ファミリーホームの定員増による

#### 【指標⑩】生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率 → やや減少

少子化による対象者の減、就労者、ひきこもり等の微増

➤ 基本施策5に掲載している子ども・世帯に関する取組については、本計画での進捗状況という点では概ね計画に沿って進められている。


しかし、ここで掲げている子ども・世帯は、子どもの貧困という意味ではより厳しい環境にある場合が多く、継続した取組が求められる。

特に、コロナ禍において生活や進学等の様々な場面で困難や制約を受けやすい傾向があることに留意する必要がある。



主な取組

※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋

施策	取組名／担当部	計画策定時区分	令和2年度（2020年度）までの取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	計画策定時からの取組状況
5-1 1-2 再掲	(1) 児童相談体制の強化 (子ども未来局児童相談所)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、弁護士への相談体制を整備し、児童家庭支援センターへの指導委託を開始、また、社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターの配置と生活相談を開始。</li> <li>「令和元年6月死亡事例に係る検証報告」での課題を踏まえた提言を反映し「第3次児童相談体制強化プラン」を策定した。</li> </ul>	—
5-1 1-1 再掲	(1) 養育支援員派遣事業 (子ども未来局児童相談所)	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化。</li> <li>令和2年度は延べ10世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を実施。</li> </ul>	—
5-1	(1) 社会的養護自立支援事業 (子ども未来局児童相談所)	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された者等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、引き続き必要な支援を実施。</li> <li>令和元年度より、①支援コーディネーターによる継続支援計画策定、②居住費支援、③生活費支援、④学習費等支援、⑤生活相談・就労相談支援（就労支援コーディネーター派遣事業と統合）、⑥就学者自立支援事業を実施。</li> </ul>	—
5-2 4-1 再掲	(2) ひとり親家庭スマイル応援事業 (旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」) (子ども未来局子育て支援部)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の自立を支援するため、合同就職説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを開催。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和3年2月26日～3月4日にオンラインセミナー、支援制度・関係窓口の紹介などで構成するひとり親家庭向けオンラインイベントを実施のため、参加者数は減少。</li> </ul>	<p>説明会参加者数</p> <p>H29  154人</p> <p>R2  85人</p>
5-2 4-1 再掲	(2) 高等職業訓練促進給付金事業 (子ども未来局子育て支援部)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給。</li> <li>平成30年度には対象資格に栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士を追加。また、令和元年度には修業期間最後の1年間の支給額を月4万円増額したほか、対象資格に助産師、保健師、管理栄養士を追加。</li> <li>令和2年度は高等職業訓練促進給付金 108件 127,901千円、高等職業訓練修了支援給付金 50件 2,050千円</li> </ul>	<p>受給者数</p> <p>H29  100人</p> <p>R2  108人</p>
5-2 1-2 再掲	(2) 必要な支援策を届ける広報の充実 (子ども未来局子ども育成部/子育て支援部)	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親支援施策の広報として「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」の令和2年度版を作成し、引き続き離婚届の受付窓口を中心に広く配布。また、児童扶養手当の現況届にガイドを同封（新型コロナウイルス感染症の影響による来庁抑制を踏まえた広報活動）</li> <li>ひとり親家庭向けのイベント「シングル・ママ&amp;パパ スマイルfesta」で、各種支援制度を紹介</li> <li>「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知</li> </ul>	—
5-2 4-2 再掲	(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (子ども未来局子育て支援部)	拡充	<p>ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、12種類の資金について、無利子又は低利で貸付を実施。平成30年度から大学院に進学する子を貸し付け対象に追加している。</p> <p>(令和2年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子福祉資金貸付金 43件 16,204,913円</li> <li>父子福祉資金貸付金 4件 2,486,000円</li> <li>寡婦福祉資金貸付金 8件 3,569,000円</li> </ul>	—